いじめ防止基本方針

**１　いじめ防止対策に関する基本方針**

（１）　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全職員がいじめは絶対に許さない姿勢でどんな些細なことであっても必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめの事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することにつながる。

　　そのためには、学校として常に教育活動全搬において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

　　本校では、『自らに誇りに持ち 確かな知性で未来を切り拓く生徒』を教育目標に掲げ、知・徳・体の調和の取れた人格の育成を目標として教育活動に取り組んでいる。この教育目標に基づきここに学校いじめ防止基本方針を定める。

（２）　いじめの定義

　いじめ防止対策推進法第2条に以下のように定められている。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「この法律において、児童とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

（３）　いじめの禁止

　基本的人権や生命の尊重等の観点から、生徒はいかなる理由があっても、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

（４）　学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

**２　いじめ防止対策の基本事項**

（１）　基本施策

　　①学校におけるいじめの防止

ア 教育活動全体を通じて「 いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していき、生徒・教職員・保護者一丸となって全力でいじめ防止に努める。

　　　 イ 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう、指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己有用感・自己肯定感の涵養に努める。

　　 ウ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通した道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。

　　　 エ「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、適切な評価、点検、見直し（PDCAサイクル）を行う。

　　 （２）いじめの早期発見のための取り組み

　　　 ①いじめ調査等

　　　　 いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査、教育相談を実施する。

　　　　　ア　いじめアンケート調査・・・毎月1回

　　　　　イ　教 育 相 談 ・・・・・・・学期毎に１回（６月、１０月）

　　　　　ウ　チャンス相談・・・・・・・生徒からの要望や教師からの要望により行う

　　　　※相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、生徒が自ら周囲に

援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。

　　 ②いじめ相談体制

　　　　生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行える機関・窓口を次のように設置し、活用する。

　　　　　ア　スクールカウンセラーの活用※保護者面談も可能

　　　　　イ　学校相談窓口　管理職（校長・教頭）

　　　　　ウ　24時間　子供SOSダイヤル　0120－0－78310（なやみいおう）※保護者でも可能

　　　③生徒支援・特別支援委員会

　　　　週１回の生徒指導委員会を実施し、情報の共有化と迅速な対応策の検討に努める。参加教諭は、校長、教頭、生徒指導主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、自立支援員とする。

**３　いじめ防止に関する措置**

(1)いじめ防止の対策のための組織

　　① 名　称

　　　　　「いじめ対策委員会」

　　②構成員

　　　校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、その他校長が指名する教諭

　　③活動

　　　ア いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査等）

　　　イ いじめ防止に関すること。

　　　ウ いじめ事案への対応に関すること。

　　　エ いじめの問題に関する状況の共通理解と対応の見直しに関すること。

　　　オ 学校基本方針等の見直しに関すること。

**４　ICT（インターネット等）を通じて行われるいじめについて**

生徒及び保護者が、携帯電話やスマートフォン等のICT機器を通じて、学校外で起こりうるいじめについての危険性を理解し、その利用の仕方や家庭における保護責任等についての認識を深められるよう適切な啓発活動を実施する。

**４　いじめの対応**

いじめが認知された場合は、関係する教職員は一人で抱え込まず、全教職員と連携を図り以下に示すとおり迅速かつ適切に対応し、早期解決を図る。

(1)いじめ被害者の保護と対応

　いじめ発生時は被害者の保護を最優先とする。学校で認知したいじめの事実に関しては被害生徒、加害生徒双方の保護者に情報提供を行い、学校、家庭等の多くの大人が見守れるように情報を共有し連携を図る。被害生徒や保護者へは、不安な点や学校生活における配慮等についての相談し、対応策を示す。

(2)実態把握

　いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。正確で偏りのない事実の確認といじめの背景の調査については当該生徒や周囲の生徒に聴き取り調査を行い、「いつ」「どこで」「だれが」「どのように」など、事案全体の把握に努める。聴き取りは、事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。聴き取った内容については、記録を保存し管理職へ速やかに報告する。その後、管理職の判断により、関係職員もしくは全職員との情報共有を図る。

(3)加害生徒への指導

　いじめが認められた場合、速やかに止めさせる。いじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達にも配慮する。

(4)方針決定

　学校長主導の下、全職員の共通理解を図り、明確な役割分担を行う。保護者相談会が必要な際には、そのねらいを明確にし、会の持ち方を充分に検討する。また、速やかに教育委員会へ報告し必要に応じ警察等の関係機関との連携を図る。

(5)指導支援

　被害生徒の学校生活を送る上での不安を取り除けるよう配慮する。加害生徒と同室での活動が困難な場合は、加害生徒を別室学習させる措置も考慮する。心のケアについては、カウンセリング等の手配を速やかに行い、継続的な支援を行う。

(6)周囲の生徒への指導

いじめの事実確認を元に「傍観者」、「観衆」となっていた生徒に対し、自らの問題として捉えるよう指導する。周囲の行動が、被害生徒にとって孤独感や孤立感を強めていることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。また、日頃から教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して生徒に伝え、未然防止・早期報告を促していく。

**［いじめ発生時の通常対応等のフロー図］**

　 訴え・把握 　　 報告

（発見）

児童生徒・保護者　　　　　　　教職員　　　　　　　　学　年

　　　　　　 報 報

　　　　　 　告 告

第１次

児童生徒・保護者 いじめ対策委員会（校内） 教育委員会

対応方針の説明 第１次的報告（必要に応じて）

児童生徒・保護者 調　　査 　　　　　　　　 教育委員会

　　　　　　　 経過報告 経過報告（必要に応じて）

報告 　 報告

児童生徒・保護者 調査結果 　　　　　　　 教育委員会

事実関係の情報提供 いじめ有無の結果（義務）４

報告　　　（場合によって） 報告

児童生徒・保護者 対応と結果 教育委員会

対応結果 　 対応結果

　 保護者の意向

（場合によって）

児童生徒・保護者 調査・対応 　 教育委員会

付属機関（第三者委員会）

　　　　　　　　　　　　　　　　　調査・対応の依頼

（場合によって）

**５　重大事態への対応について**

(1)重大事態の基準

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

　　 ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき。

　　　※「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

　　　　○　生徒が自殺を企画した場合

　　　　○　身体に重大な傷害を負った場合

　　　　○　金品等に重大な被害を被った場合

　　　　○　精神性の疾患を発症した場合

　　　※「相当の期間」については、国の基本指針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。（国基本方針より）

**［重大事態対応のフロー図 ]**

学校

重大事態の発生

　　　 重大事態発生の報告

学校の設置者

　　　　　　　　　　 （市町村教育委員会）

※市町村教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

＊学校設置者か？　　　　 　＊学校か？

＊学校が調査主体の場合

（学校の動きの流れ）

①調査組織の設置

②調査の実施

　（事実関係を明確にするために）

③情報提供

　（いじめ被害者児童生徒・保護者）

④調査結果の報告

（学校の設置者に）

　　（※設置者から地方公共団体の長等に）

⑤調査結果を踏まえた適切な措置

※常にプライバシーに配慮

＊設置者が調査主体の場合

　（設置者の動きの流れ）

①調査組織の設置

②調査の実施

　（事実関係を明確にするために）

③情報提供

（いじめ被害者児童生徒・保護者）

④調査結果の報告

（地方公共団体の長等に）

⑤調査結果を踏まえた適切な措置

※常にプライバシーに配慮

**６　年間計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 4月 | ・スクールライフアンケート  ・「いじめ防止対策推進法」全職員共通理解 | 10月 | ・スクールライフアンケート |
| 5月 | ・スクールライフアンケート | 11月 | ・スクールライフアンケート  ・教育相談 |
| 6月 | ・スクールライフアンケート  ・サイバー犯罪防止教室  ・教育相談 | 12月 | ・スクールライフアンケート  ・学校評価による点検見直し |
| 7月 | ・スクールライフアンケート  ・学校評価による点検見直し | 1月 | ・スクールライフアンケート |
| 8月 | ・校内研修（いじめについて） | 2月 | ・スクールライフアンケート  ・入学説明会（いじめ防止基本方針） |
| 9月 | ・スクールライフアンケート | 3月 | ・スクールライフアンケート  ・「いじめ防止本方針」検討 |

令和３年４月　城東中学校開校に伴い「城東中学校いじめ防止基本方針」決定

令和４年３月　生徒指導委員会の開催日、参加教諭の改正

令和５年１月　生徒指導委員会→生徒支援委員会の名称改正